

妊娠・出産・育児の支援に関する民間協働事業にかかる連携・協力事業者募集要項

1 事業目的

大阪市（以下「本市」という。）における妊娠・出産・育児に関して、本市と民間事業者が連携及び協力を行い、妊婦、乳幼児を持つ家族に対する支援を行います。

2 事業内容

次に掲げる内容の事業について、本市と民間事業者が連携及び協力して実施します。

- （１） 妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及啓発に関すること。
- （２） 妊婦、乳幼児を持つ家族に対する支援に関すること。
- （３） 父親の育児参加の普及に向けた取り組みに関すること。

3 事業の実施方法

本事業は、本市と民間事業者との間で事業内容について協定を締結し事業を実施します。

4 協定の期間

本協定の期間は、締結日より１年間とします。ただし、前項の協定の期間の満了の日の１か月前までに、協定締結をする双方のいずれからでも、この協定を終了する旨の申出がない場合は、この協定の期間は、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします

5 連携・協力事業者の決定方法

提出書類、ヒアリングをもとに、決定します。

6 参加資格

連携・協力の協定を締結できる民間事業者は、第２条に掲げる事業を積極的に行う民間企業、NPO法人等の法人、任意団体など、個人を除く全ての団体とします。

ただし、次に掲げる団体を除きます。

- （１） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体、または、それらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある団体
- （２） 宗教活動や政治活動を目的とした団体

- (3) 法令又は公序良俗に反する活動を行う等、その他協定を締結することが不適当であると認められる団体

## 7 申請方法

### (1) 提出書類

次に掲げる提出書類（すべて A 4 判で作成してください。）を提出してください。

- ① 申込書（様式 1）
- ② 事業者の概要（任意様式）
- ③ 妊娠・出産・育児の支援に関する民間協働事業に対する考え方（任意様式）

### (2) 提出部数

提出書類の①については 1 部とし、提出書類の②～③については 3 部提出してください。

### (3) 提出期間

随時受付 提出書類の①～③を送付してください（メール不可）。

### (4) 提出先

本募集要項「10 担当（提出先）」に記載の提出先とします。

## 8 審査

### (1) 審査の方法

- ・提出書類による審査、ヒアリングを実施します。
- ・審査は、① 妊娠・出産・育児の支援に関する民間協働事業に対する考え方などについて、提出書類とヒアリング内容に基づき、総合的に公平かつ客観的に行うものとします。
- ・審査結果は、書面により通知します。

### (2) ヒアリング

- ・日時 随時
- ・場所 未定（大阪市内）
- ・詳細は申請者に通知します。

## 9 その他

- ・提出書類の作成に要する費用は、参加者の負担とします。
- ・提出書類は返却しません。
- ・本市で保管する提案書類は、「大阪市情報公開条例(平成 13 年大阪市条例第 3 号)」に基づ

き、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

- ・提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しません（ただし、大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ・提出された書類に虚偽の申請があった場合には申請を無効とします。
- ・申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合については申請を無効とします。

## 10 担当（提出先）

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（母子保健グループ）

電話 06-6208-9966